

軍記・語り物研究会 第374回例会（二〇〇七年夏企画例会）二〇〇七年七月二十二日 於・法政大学
共同討議・「初期軍記」研究の検証と展開——新たな「状況」と「変容」を探る——（報告資料）

〈初期軍記〉における戦闘被害の表現——「兵」の周辺——

報告 久保 勇

*はじめに

『将門記』『陸奥話記』『奥州後三年記』という作品が描く〈将門の乱〉〈前九年合戦〉〈後三年合戦〉については、『人類にとって戦いとは』シリーズ（国立歴史民族博物館監修、東洋書林・『戦争の日本史』シリーズ 吉川弘文館 など）、歴史学系の叢書類が続々と上梓され、昨今の戦争史研究の最新成果が一般に広く提出されている。また、女性史研究もこうした「戦争研究」と連動する形で『戦争暴力と女性』シリーズ（吉川弘文館）などの成果を世に送り出している。主として歴史学研究の成果がもたらしている、いくつかの「新たな状況」の中で、軍記物語研究がどう関わっていく可能性を見いだせるのか、一般に「戦争被害」と認識される記述そのものを問題化し、〈初期軍記〉作品の〈読み〉を通じて捉え直し、問題提起をおこないたい。

*以後【資料】【参考】中のゴチック強調、傍線は発表者による。

一．最近の研究から

【参考1】日下力氏「現実と物語世界——軍記物語の場合——」（武久堅氏監修『中世軍記の展望台』和泉書院、二〇〇六）
夫や息子の安否を思う女性たちの悩みは、戦争のさなかに尽きることなく、愛するものを失ったのちには、その深刻さを増す。自分の力の及ばぬ世界から不可避的にもたらされる現実、理不尽以外の何物でもあるまい。物語は、そこを描き切っている。

軍記物語研究の場合、物語世界と現実との距離をどう捕捉するかが問われる。作品の素材となった戦乱との距離は無論、作品成立時の社会状況や戦いの実態との距離、更には、普遍的な人間存在のありようとの距離、特に文学性に関して問われるべきは、最後の課題であろう。ここに取りあげた女性たちの懊悩は、決して複雑な心理の忠実な再現ではなく、言わば刈り込まれた二つ二つの苦悩の純化を通して表現されている。その純化が、人びとの共感につながってきたのであった。ということは、純化の方向性が、正しく我々の心の現実を投影したものであったからに外なるまい。それができたのは、いや、そうならざるを得なかったのは、歴史上に実在し、動乱の時代を生きた人間を扱う軍記物語だったからであろう。このジャンルの価値は、そこらあたりにはいらないか。

【参考2】佐伯真一氏『戦場の精神史』第二章「戦場のフェアプレイ」八二頁〜八九頁（日本放送出版協会、二〇〇四）

「非戦闘員は保護されたのか」

『将門記』冒頭、承平五（993）年二月四日の源扶勢力範囲の焼き討ちについて、福田豊彦氏の説（『平将門の乱』九八頁）、岩波新書、一九八二）を紹介し、「こうした焼き討ちが当然の戦術であったとすれば、非戦闘員の安全保障などという感覚が、さして強いものであったとは思えない」とする。さらに、藤木久志氏の『戦国の作法―一村の紛争解決―』（平凡社、一九八七）『古代末以来 中世を通して、どの戦いにも一貫して、物や人を奪うことを主目的とした、略奪戦争という本性が隠されていたことは確実』という発言を紹介し、「非戦闘員の殺害は、よいこととされたわけではないだろうが、珍しいことでもなかったと考えておくべきだろう」と述べる。

「女性には保護されたのか」（抜粋引用）

『将門記』や『今昔物語集』の話のような東国の近隣の武士同士の合戦の場合、相互に縁戚関係が張りめぐらされていて、敗者側の女性についても、勝者側にとって親しい一族、あるいは中立的な立場の家の出身者である場合も少なくないだろう。ちよつと戦に勝ったからといって、敗者側の女性を好き勝手に扱うことは、思わぬ方面に敵を作ることもなりかねない。そうした人間関係による制約なしに女性保護というルールが守られたのかどうか、維茂のような理想的な振る舞いがどの程度一般的だったのかは、疑わしい感もある。縁戚関係のからまない敵との戦いや、敵を全体として滅ぼしてしまうような戦いでは、女性の生命は奪わないとしても、レイプの対象としたり、戦利品として扱うような行為は、ごく普通のことであったと想像すべきではないか。この点は、ルールは一応あったと、言いうるにしても、その程度のルールであったと考えるべきであろう。

【参考3】義江明子氏「古代社会の戦争と女性」(西村汎子氏編『戦の中の女たち』吉川弘文館 二〇〇四)

* 『風土記』(常陸・豊後・肥前・逸文・陸奥・逸文・日向)に認められる土蜘蛛八十女の戦い↓【参考4】

* 『日本書紀』における「將軍の妻が夫とともに戦場にいる状況」五例(四例は「朝鮮諸國への遠征軍」一例は「蝦夷征討」)

強姦をのりこえた女(↓【資料1】)③の話にはまたつづきがある。一回を虜にした敵將は、河辺臣瓊岳に「汝、命と婦と、いづれか尤だ愛しき」とたずねる。瓊岳は自分の命ほど大事なものはないと答えて、妻を差し出した。

引用↓【資料18】『日本書紀』欽明天皇二十三年七月

敵將に強姦された甘美媛は、命惜しさに自分を差し出した夫の卑劣さを痛烈に批判し、夫の手を払いのけて去っていくのである。

ここに示された甘美媛の堂々とした強きは、これ以後の時代の史書や物語類に繰り返し登場する。戦場での強姦被害者の姿とはあまりに違つ。

強姦された、ということは何ら彼女自身の恥ではなく、名前を秘す必要もないのである。『日本書紀』には、戦争の勝者による敗者への強姦

記事は、国内の戦争についてはみられない。敵地で敵將によって奸された、とするこの話が唯一のものといつてよい。

強姦は戦争につきものではなく、戦争の質が変わり、女と男の関係が変わる中で、歴史的に生まれてくる事態なのである。

…『日本書紀』神武即位前記の「男軍・女軍」や、妊娠した神功皇后が武装して新羅に遠征する神功撰政前記の話は、妊婦を含めて、男女が戦場にいる、という一般的な状況を前提として作り出された物語なのである。

【参考4】『風土記』逸文・陸奥国八槻郡

「陸奥の国の風土記に曰はく」八槻と名づくるゆえは、卷向の日代の宮に、御宇、景行天皇の時、日本武の尊、東の夷を征伐して、此の地に到りたまひ、八目の鳴鏑をもちて、賊を射、斃したまひき。其の矢の下降りし処を矢着と云ふ。即ち正倉あり。神龜二年、宇を八槻と改む。古老伝へていはく、昔、此の地に八たりの土知朱ありき。一を黒鷲と曰ひ、二を神衣媛と曰ひ、三を草野灰と曰ひ、四を保々吉灰と曰ひ、五を阿邪爾那媛と曰ひ、六を傍猪と曰ひ、七を神石萱と曰ひ、八を狹嶺名といひき。各、族ありて、八処の石室に屯みき。此の八処は皆要害の地なり。よつて、上命に順はざりき。国造、磐城彦の敗れ走けし後は、百姓を虜し掠めて止むことなし。纏向の日代の宮に御宇しめし景行天皇、日本武の尊に詔して、土知朱を征討したまひき。土知朱等、力を合せて防禦せき、また、津軽の蝦夷に謀り、猪鹿弓、猪鹿矢を石城に許多連ね張りて、官兵を射ければ、官兵を進歩まきりき。日本武の尊、槻弓、槻矢を執り執らして、七発発ち、八発発ちたまへば、すなはち、七発の矢は、電のごとく鳴り響みて、蝦夷の徒を追ひ退け、八発の矢は八たりの土知朱を射貫きて、立に斃しき。其の土知朱を射し征罰は、悉に芽生ひて、槻の木と成りき。其の地を八槻の郷と云ふ。すなわち正倉あり。神衣媛と神石萱との子孫、赦されし者は郷の中にあり。今、綾戸といふはこれなり。

【参考5】その他の関連研究

関口裕子氏「日本古代の戦争と女性」(前近代女性史研究会編『家・社会・女性』吉川弘文館 一九九七→大日方純夫編『日本家族史論集13 民族戦争と家族』吉川弘文館 二〇〇三)

藤木久志氏「日本中世の女性たちの戦争」(『総合女性史研究』一六号、一九九九→大日方純夫編『日本家族史論集13 民族戦争と家族』吉川弘文館 二〇〇三)

藤木久志氏「日本中世の女性たちの戦争」(『総合女性史研究』一六号、一九九九→大日方純夫編『日本家族史論集13 民族戦争と家族』吉川弘文館 二〇〇三)

二 狙われる妻子ノ守るついでに

【資料1】『将門記』将門の反撃

其ノ四日ヲ以テ、野本・石田・大串・取木等ノ宅ヨリ始メテ、与力ノ人々ノ小宅ニ至ルマデ、皆悉ク焼キ巡ル。(屋ニ蟄レテ焼カ
ル者ハ、烟ニ迷ヒテ去レズ)、火ヲ通レテ出ル者ハ、矢ニ驚キテ還リ、火中ニ入りテ叫喚ス。□ノ中、千年ノ貯一時ノ炎ニ
伴フ。又筑波・真壁・新治、三箇郡ノ伴類ノ舍宅五百余家、員ノ如ク焼キ掃フ。哀シキ哉、男女ハ火ノ為ニ薪トナリ、珍財ハ他
ノ為ニ分ツトコロトナリス。三界火宅ノ財ニ五主アリ、去来不定ナリトイフハ、若シクハ之ヲ謂フ歟。其ノ日ノ火声ハ雷ヲ論
ジテ、響テ施シ、其ノ時ノ煙色ハ雲ト争ヒテ、空ヲ覆フ。山王ハ煙ニ交リテ、巖ノ後ニ隠ル。人宅ハ灰ノ如クニシテ、風ノ前

ニ散ズ。国吏万姓ハ、之ヲ視テ哀慟ス。遠近ノ親疎ハ、之ヲ聞キテ歎息ス。箭ニ中リテ死セル者ハ意ハザルニ父子ノ中ヲ別タル。楯ヲ棄テテ遁ルル者ハ、凶ラザルニ夫婦ノ間ヲ離タレヌ。

○『扶桑略記』該当記事なし。『今昔』卷廿五第一「或ハ多人ノ家ヲ焼キ失ヒ、或ハ数人ノ命ヲ殺ス」と概括。

【参考6】篠原昭二氏「将門記の作者」（『國語と國文學』一九六〇・四）
理あるものとされた将門軍の行動についてこのような裏面を忘れずに記述し、合戦のたびに、戦う勇士の姿を記すことを忘れることはあっても必ず多くの筆を費して、戦後の惨状を語り、殊に僧尼を始め合戦とは無関係な者の悲哀を細かく記述する作者の眼は、勝敗の行方よりも、合戦・争乱の悲惨な裏面を見ていたといえないだろうか。作者に戦いをそのようなものに見せるものは、随所に使用される仏教用語から見ても、作者の持つ仏教思想であるといえることも言えるだろう。

【参考7】福田豊彦氏「将門記の成立」（『軍記文学研究叢書2 軍記文学の始発——初期軍記』汲古書院、二〇〇〇）
『今昔物語集』卷廿五第一話に収録された将門説話が、将門記の或る本を座右にして書かれたことは疑いないが、その忠実な翻訳ではなく、時代に適合するように書き換えたであろう。それは今昔物語の他の説話から推察される。その意味で「翻案」としたのである。その点では同書に将門と伯父良兼との争いの原因を「父故良持ガ田畠ノ謡ニ依テ遂ニ合戦ニ及ブ」と記していることを根拠に、伯父（叔父）良兼らが将門の父良持の所領を横領したことから始まった、と一部に説かれているが、私はとらない。この遺領争い説はいかにももつともらしく、今昔物語成立期の常識ではあつたが、十世紀には適合しない。将門記によると、将門と良兼の合戦では、戦闘の後に敵の土地を占領せず、放火して引き上げており、「所領」成立以前の戦闘方式である。両者の紛争原因は、将門略記の「女論」とするのが正しく、良兼の娘と将門の婚姻にかかわる紛争とみるのが妥当。

【資料2】『将門記』「北山の決戦」
新皇ハ弊レル敵等ヲ招カムト擬テ、兵使ヲ引率テ幸嶋ノ広江ニ隠ル。爰ニ貞盛ハ、事ヲ左右ニ行ヒ、計ヲ東西ニ廻ラシテ、且ツ新皇ノ妙屋ヨリ始メテ悉ク与力ノ辺ノ家ヲ焼キ掃フ。火ノ煙ハ昇リテ天ニ余リアリ、人ノ宅ハ尽キテ地ニ主ナシ。僅力ニ遺レル緇素ハ舍宅ヲ棄テテ山ニ入ル。適留レル士女ハ、道ニ迷ヒテ方ヲ失フ。常陸ノ国ノ已ニ損ハレヌルコトヲ恨ミズ、唯々将門等ノ不治ナルコトヲ歎ク。

○『扶桑略記』天慶二年十一月廿一日「舍宅皆悉焼廻。塾屋焼者迷烟不去。遁火出者驚矢還入。凡一国人物。一旦焼滅矣。」、『今昔』該当部分なし。

【資料3】『陸奥評記』「亘理経清の離反」
経清が曰く「善し」と。則ち流言を構へ軍中を驚かして曰く。「頼時軽騎を遣して間道に出て、将に国府を攻め将軍の妻子を取らんとす」と云々。将軍の麾下内客、皆妻子国府に在り。多く将軍を勧めて国府に帰らしむ。将軍衆の勧めに因りて、自ら驍騎数千人を將て日々に馳せ還る。

○『扶桑略記』所引『奥州合戦記』該当部分なし。『今昔物語集』卷廿五第十三「謀ノ言ヲ以テ軍等ニ云ク、「頼時ガ軍間道ヨリ出テ、国府ヲ責テ守ノ北ノ方ヲ取ラムトス」。此ヲ聞テ、守軍等発リ騒グ」

【資料4】『奥州後三年記』「秀武の画策」
（秀武）「みちの國に清衡・家衡といふものあり。清衡は、亘理の権大夫経清が子なり。経清、貞任に相ぐしてうたれにし後、武則が太郎武貞、経清が妻をよびて、家衡をばうませたるなり。しかれば、清衡と家衡とは、父かはりて母ひとつの兄弟なり」。秀武、この二人がもとへ使をはせていひをくるやう、「真衡に、かく従者のいごとくしてあるは、そこたちは、やすからずはおほさずや。思はざる外のこといできて、勢をふるひて、既に我もとへよする也。そのあとに、そなたいりかはりて、かの妻子をとり、家をやきはらひ給へ。さて、真衡をやうやくかたぶくべきなり。そのひまをもとめむに、此時は天道のあたへ給ふ時なり。『眞衡 妻子をとられ、住宅をやきはらはれぬ』ときかば、われ、雪の首を眞衡にえられむ事、さら／＼憂にあらず」といひをくれり。

【資料5】『奥州後三年記』「欠失部」『康富記』訓読

剩へ清衡に抽賞ある間、家衡、清衡が館に同居せしむる時、密に青侍を謀り、青侍、清衡を害せむとす。清衡、先にこれを知り、叢中に隠居せし処、家衡、火を放ちて清衡が宿所を焼き払い、忽ちに清衡が妻子眷属を殺害したんぬ。清衡、大守に参じ、此の歎きを訴へ申す間、自ら数千騎を率ゐて、家衡が城、沼柵へ発向す。

三、奪われる女・失われる女

【資料6】『将門記』「敗残の将門」「葦津江の遭難」

登時タウシヲ以テ、将門ハ身ノ病ヲ勞ルガタメ、妻子ヲ隱シテ共ニ幸嶋郡葦津ノ江ノ辺ニ宿ル。非常ノ疑ヒアルニ依リ、妻子ヲ船ニ載セテ広河ノ江ニ泛ベタリ。将門ハ山ヲ帯ビテ陸奥ノ岸ニ居リ、一両日ヲ経ル間ニ、件ノ敵十八日ヲ以テ各分散シヌ。十九日ヲ以テ、敵ノ介幸嶋ノ道ヲ取テ上総国ニ渡ル。

其ノ日、将門ガ婦ヲ船ニ乗セテ彼方ノ岸ニ寄ス、時ニ彼ノ敵等、媒人ノ約ヲ得テ件ノ船ヲ尋ネ取レリ。七八艘方内ニ、虜掠セラルル所ノ雜物資具ニ三千余端ナリ。妻子同ジク共ニ討チ取ラレヌ。即チ廿日ヲ以テ、上総国ニ渡ル。爰ニ将門ガ妻ハ去リ、夫ハ留マリテ、怒リ怨ツコト少ナカラス。其ノ身生キナガラ、其ノ魂死スルガ如シ。旅ノ宿ニ習ハズト難モ、慷慨シテ飯ニ寝ル。豈ニ何ノ益アラシヤ。妾ハ恒ニ真婦ノ心ヲ存シテ、幹朋ニ与ヒテ死ナムト欲フ。夫ハ則チ漢王ノ励ミヲ成シテ、将ニ楊家ヲ尋ネムト欲フ。謀ヲ廻スノ間ニ、数旬相隔タリヌ。尚シ懷恋ノ処ニ、相逢フノ期ナシ。然ル間、妾ガ舍弟等謀ヲ成シテ、九月十日ヲ以テ竊ニ豊田郡ニ還リ向ハシム。既ニ同氣ノ中ヲ背キテ、本夫ノ家ニ属ク。譬ヘバ遼東ノ女ノ夫ニ随ヒテ父ガ国ヲ討タシムルガ若シ。件ノ妻ハ、同氣ノ中ヲ背キ夫ノ家ニ逃ケ帰ル。

○『扶桑略記』該当記事なし。『公昔』該当記事なし。

【資料7】『陸奥評記』「厨川の柵を攻略」

同じき十四日、厨川の柵に向ふ。十五日酉の尅に到着、厨川・姫戸の二柵を囲む。(中略) 官軍到着の時、樓上の兵官軍を招きて曰く「戦ひ来れ」と。雑女數十人樓に登りて歌を唱ふ。將軍之を惡む。(中略) 則ち自ら火を犯し、「神火」と称して之を投ぐ。是の時鳩あり、軍陣の中を翔る。將軍再拜す。暴風忽ち起り、煙焰飛ぶが如し。是より先に官軍の射る所の矢、柵面樓頭に立つこと猶ほ蓑毛の如し。飛焰風に随つて矢の羽に着く。樓櫓・屋舎一時に火起る。城中の男女数千人、同音に悲泣す。賊徒潰乱、或は碧潭に投じ、或は首を白刃に刎ぬ。官軍水を渡つて攻め戦ふ。

○『扶桑略記』康平五年九月「十七日。將軍令士卒曰。(中略) 則自把火。称神火一投之。是時有鳩。翔軍陣上。將軍再拜。暴風忽起。煙烟如飛。樓櫓屋舎一時火起。城中男女数千人。同音悲泣。或投身於碧潭。或刎首於白刃。」『公昔』「愛二守、馬ヨリ下テ、遙ニ王城ヲ礼シテ、自ラ火ヲ取テ誓テ、「此レ神火也」ト云テ、此ヲ投ク。其ノ時ニ鳩出来テ、陣ノ上ニ翔ル。守此ヲ見テ、泣々此レヲ礼ス。其ノ時ニ、忽ニ暴キ風起テ、城ノ内ノ屋共一時ニ焼ヌ。城ノ内ノ男女数千人音ヲ同クシテ、泣キ叫ブ。敵ノ軍、或ハ身ヲ淵ニ投ケ、或ハ敵ニ向テ伏ス。守ノ軍水ヲ渡テ責メ圍テ戦フ。」

【資料8】『陸奥評記』「安倍一族の運命」

城中の美女数千人、皆綾羅を衣、悉く金翠を粧ふ。烟に交つて悲泣す。之を出して各軍士に賜ふ。

○『扶桑略記』前出「城中男女数千人。同音悲泣」が該当。『公昔』同。

【資料9】『朝野群載』卷十一「廷尉」「俘囚安置官符」

太政官符 伊予国司

心「安置便所」。焔降俘囚安倍宗任。同正任。同貞任。同家任。沙弥良増等五人。從類三十二人事。

宗任從類大男七人／正任從類廿人（大男八人 小男六人 女六人）／貞任從類大男一人／家任從類三人（大男一人小男一人）／沙弥良増從類一人／部領使六位上行鎮守府將軍監藤原朝臣則経從類三人

【資料10】『奥州後三年記』「兵糧攻め」

城中飢にのぞみて、まづ、げす女・小童など、城戸を開いていく。軍とも、みちをあけて、これをとほしやる。

これを見て、よろこびで、又おほくむらがりくだる。秀武、將軍に申やつ、「この下と」このげす女・童部、みな頸をきらむ」といふ。將軍、そのゆへをとふ。秀武がいふ様、「目のまへに」ろさるゝを見は、のころこの雑人、さだめてくだらじ。しからば、城中のかて、とく尽べきなり。すでに雪の期になりたることを、よるひるおそれとす。かた時なりとも、とくおちん事をねがふ。このくだる所の雑女・童部は、城中の兵どもの愛妻・愛子ともなり。城中にをらば、夫ひとりくひて、妻子に物くわせぬ事あるまじ。おなじく一時にこそ、うえしなむずれ。しからば、城中のかて、いますこしとくつくべきなり」といふ。將軍、これをきつて、「尤しかるべし」といひて、くだるところのやつども、みな、めのまへにころす。これをみて、ながく城の戸をとぎて、かきねてくだるものなし。

【資料11】『奥州後三年記』「金沢柵陥落」

武衡・家衡、食物ごとく尽て、寛治五年十一月十四日夜、つみに落おはりぬ。城中の家どもみな、火をつけつ。煙の中にをめきのゝしる事、地獄のごとし。よもにみだれて、蜘蛛の子をちらすがごとし。將軍の兵、これをあらそひかけて、城のしもにて悉ころす。又、城中へみだれ入て殺す。にぐる者は、千萬が一人なり。

【資料12】『奥州後三年記』「武衛・千任・家衡の探索」

城中美女ども、兵あらそひとりて、陣のうちへゐてきたる。男のかうべは梓にさゝられてさきにゆく。めは涙をながしてしりにゆく。

三. 合戦に直接関わる女

再参照【資料7】『陸奥略記』「厨川の柵を攻略」点線部

【資料13】『奥州後三年記』「正経・助兼の援護」

其時、國司の郎等に、参河國の住人、兵藤大夫正経・伴次郎兼助兼といふ者あり。むこしうとにて、あひぐして、この郡の檢問をして、真衡がたてちかくありけるを、真衡が妻、使をやりていふやう、「真衡、秀武がもとへゆきむかへるあひだに、清衡・家衡、をそひきたりてたゝかふ。しかあれども、兵多くありて、ふせきたゝかふにをそれなし。たゞし、女人の身、大將軍のうつはものにあらず。きたり給ひて、大將軍として、かつはたゝかひのありさまをも國司に申さるべき」よしをいひやれり。正経・助兼等、これを聞て、事とはず、真衡がたてへきたりぬ。清衡・家衡よせきたり、すでにたゝかふ。

【資料14】『日本書紀』「舒明天皇九年」

是の歲に、蝦夷叛きて朝ず。即ち大仁上毛野君形名を拜して、將軍として討たしむ。還りて蝦夷の為に敗たれて、走けて墨に入り、遂に賊の為に困まる。軍衆、悉に漏せて城空しく、將軍迷ひて如く所を知らず。時に日暮れ、垣を蹴えて逃げむとす。爰に方名君が妻、歎きて曰く、「慄きかも、蝦夷の為に殺されむとすること」といふ。則ち夫に謂りて曰く、「汝が祖等、蒼海を渡り、万里を跨え、水表の政を平けて、威武を以て後葉に伝へたり。今し汝、頼に先祖の名を屈かば、必ず後世の為に嗤はれなむ」といふ。乃ち酒を酌み、強ひて夫に飲ましめて、親ら夫の剣を佩き、十の弓を張り、女人數十に令して弦を鳴さしむ。既にして夫更に起ちて、仗を取りて進む。蝦夷の以為へらく、軍衆猶し多なりとおもひて、楯に引き退く。是に散けたる卒、更に聚ひて、亦振旅ふ。蝦夷を撃ちて大きに敗りて、悉に虜にす。

四. 襲われた女

【資料15】『将門記』「貞盛ノ妻ヘノ恩情」

爰ニ猶シ相ヒ尋ヌルノ間ニ、漸ク一句ヲ隔ツ。僅カニ吉田ノ郡葦間ノ江ノ辺ニ、據貞盛源扶ノ妻ヲ拘ヘ得タリ。陣頭多治経明、坂上遂高等方中ニ、彼ノ女ヲ追ヒ領シタリ。新皇ハ此ノ事ヲ聴キテ、女人ノ媿ヲ匿サンガ為ニ勅命ヲ下スト雖モ、勅命以前ニ夫兵等ガ為ニ悉ク虜領セラレタリ。就中、貞盛ガ妾ハ剥ギ取ラレテ形ヲ露ニシテ、更ニ為方ナシ。眉ノ下ノ涙ハ面ノ上ノ粉ヲ洗ヒ、胸ノ上ノ炎ハ心ノ中ノ肝ヲ焦ル。内外ノ媿ハ身ノ内ノ媿ト成ル。会稽ノ報ニ会稽ノ敵ニ遭ヒタリ。何ゾ人ヲ謂ハムヤ、

何ゾ天ヲ恨ミムヤ。生前ノ慙ハ稠人ニアル而已。爰ニ傍ノ陣頭等、新皇ニ奏シテ曰ク、「件ノ貞盛ガ妾ハ容顔卑カラズ。犯過ハ妾ニ非ズ。願ハクバ恩詔ヲ垂レテ、早く本貫ニ遣サム者ハ、新皇勅シテ曰ク、「女人ノ流浪ハ本属ニ返ス者。法式ノ例ナリ。又鏢寡ノヤモメ孤獨ノヒトリヒトニ優恤ヲ加フルハ古帝ノ恒範ナリ」ト。便チ一襲ヲ賜ヒテ、彼ノ女ノ本心ヲ試ミムガ為ニ、忽チニ勅歌アリテ曰ク、「ヨソニテモ風ノ便ニ吾ソ問フ、枝離タル花ノ宿ヲ」ト。妾ハ幸ヒニ恩余ノ頼ニ遇ヒテ、之ニ和シテ曰ク、「ヨソニテモ花ノ匂ヒノ散リ来レバ、我身ワビシトオモホエヌカナ」ト。其ノ次ニ、源扶ガ妾モ一身ノ不幸ヲ恥ヂ、人ニ寄セテ詠シテ曰ク、「花散リシ我身モナラズ吹ク風ハ、心モアハキモノニザリケル」ト。此ノ言ヲ斲フ間ニ、人々和恰シテ逆心ヤスミス。員銓ニ曰ク、御止ハ暫ク息ムナリ。

○『扶桑略記』『今昔』ニ而ル間、貞盛・護・扶等ガ妻ヲ拘得ツ。新皇此ヲ聞テ、女ノ恥ヲ可隱由ヲ云ドモ、此由ヲ不聞ル前ニ、兵等ノ為ニ被犯タリ。然ドモ新皇此ノ女等ヲ免シテ、皆返シ遣シツ。」

【資料16】『将門記』「常陸国庁襲撃」

将門ガ随兵僅力千余人、府下ヲ押シ塘ムデ、便チ東西セシメズ。長官既ニ過契ニ伏シ、詔使復タ伏弁敬屈シヌ。世間ノ綾羅ハ雲ノ如ク下シ施シ、微妙ノ珍財ハ算ノ如ク二分散シヌ。万五千ノ絹布ハ、五主ノ客ニ奪ハレヌ。三百余ノ宅ノ烟ハ、滅ビテ一旦ノ煙下作ル。屏風ノ西施ハ、急ニ形ヲ裸ニスルノ媿ヲ取ル。府中ノ道俗モ、酷ク害セラルルノ危ミニ当ル。金銀ヲ彫レル鞍、瑠璃ヲ塵バメタル匣、幾千幾万ゾ。若干ノ珍財、誰力採リ誰力領セム。定額ノ僧尼ハ、頓命ヲ夫兵ニ請ヒ、僅力ニ遣レル子女ハ、酷キ媿ヲ生前ニ見ル。憐ムベシ、別駕ハ紅ノ緋ノ襟ニ捫フ。悲シムベシ、国吏ハ二ノ膝ヲ泥ノ上ニ跪ク。当ニ今濫惠ノ日、鳥景西ニ傾キ、放逸ノ朝、印鑑ヲ領掌セララル。

【資料17】『将門記』「東国制覇の野望」

簾ノ内ノ兒女ハ車ノ轄ヲ棄テ、而モ霜ノ旅ヲ歩ミ、門ノ外ノ従類ハ馬ノ鞍ヲ離レテ、而モ雪ノ坂ニ向フ。治政ノ初ニハ金蘭ノ壓ヲ開キ、任中ノ盛リニハ歎息ノ爪ヲ弾ク。四度ノ公文ヲ取ラレテ、空シク公家ニ帰ル。一任ノ公靡ヲ奪ハレテ、徒ニ旅ノ暗ニ疲ル。国内ノ吏民ハ、眉ヲ嘖メテ涕泣ス。堺ノ外ノ士女ハ、声ヲ拳ゲテ哀憐ス。昨日ハ他ノ上ノ愁ト聞キ、今日ハ自ガ下ノ媿ヲ取ル。略気色ヲ見ルニ、天下ノ騒動・世上ノ彫弊斯レヨリ過ギタルハナシ。吟々ノ間、終ニ山道ヨリ追ヒ上ルコト已ニ了ンヌ。

【参考8】「栃木孝惟氏」軍兵の凌辱行為——『将門記』(『国文学』)

「多くの因由のもとに引き起こされる不和、対立の頂点としての合戦という人間の一つの狂気は古代戦記『将門記』の一隅においても、ついにこうした文字の記述を遺さずにはおかなかったと言えよう。」

再参照【参考3】「義江明子氏」古代社会の戦争と女性「西村汎子氏編『戦の中の女たち』吉川弘文館 二〇〇四」

【資料18】『日本書紀』欽明天皇二十三年七月

是に河辺臣遂に兵を引きて退ぎ、急に野に営す。是に士卒、尽に相欺蔑にして、遵ひ承ぐること有る(と)莫し。鬪将自ら當中に就きて、悉に河辺臣瓊伍等と其の随へる婦とを生虜にす。時に父子夫婦、相恤ぶこと能はず。鬪将、河辺臣に問ひて曰く、「汝、命と婦と、孰か尤も愛しき」といふ。答へて曰く、「何ぞ一女を愛みて、禍を取らむや。如何にとごへども命に過ぎざる(と)む」といふ。遂に許して妾とす。鬪将、遂に露地にして、其の婦女を針す。婦女後に還る。河辺臣就きて談らばむとす。婦人、甚だ以ちて慙ち恨みて、随はずして曰く、「昔に君、軽しく妾が身を売りき。今し何の面目ありてか相遇はむ」といふ。遂に肯へて言はず。是の婦人は、坂本臣ガ女、甘美媛と曰ぶ。

同時に虜にせられたる調吉士伊企難、為人勇烈くして、終に降伏せず。新羅の鬪将、刀を抜きて斬らむとす。逼めて禪を脱かして、追ひて尻臀を以ちて日本に向けて、大きに号叫びて叫は咩(び)なり。曰はしむらく、「日本の将、我が臍腫を嚙(く)へ」といひしむ。即ち号叫びて曰く、「新羅王、我が臍腫を嚙(く)へ」といふ。苦め逼まると雖も、尚し前の如く叫ぶ。是に由りて殺されぬ。其の子舅子も其の父を抱きて死ぬ。伊企難の辞旨の奪ひ難きこと、皆此の如し。此に由りて、特リ諸将帥の為に痛み惜まる。

其の妻大葉子も並に禽にせらる。愴然みて歌して曰く、

韓国かうくにの城きの上に立ちて 大葉子おほはは 領巾ひれ振らすも日本やまとへ向きて

といふ。或和へて曰く、

韓国かうくにの 城きの上に立たし 大葉子おほはは 領巾ひれ振らす見ゆ 難波なにはへ向きて
といふ。

【参考9】田端泰子氏「中世女性と近代女性の差」(『日本の中世4女人、老人、子ども』9章、吉川弘文館、二〇〇二)

編者は二人の男だけを問題にして、女については批評していない。また二人の男の行為のうち、盗賊側の行為を高く評価したのは、心根を行為よりも重視したためであることがわかる。要するに編者のなかにも、女が大事件の後、もとの状態にもどったという、いままら考えられない事態をも、平気で受けとめられるような婚姻観、平安末期の庶民の常識が存在したことが見えてくるのではないだろうか。

【参考10】『今昔物語集』巻第二十九 具妻行丹波国男、於大江山被縛語第二十三

今昔、京ニ有ケル男ノ、妻ハ丹波ノ国ノ者ニテ有ケレバ、男、其ノ妻ヲ具シテ、丹波ノ国ヘ行ケルニ、妻ヲバ馬ニ乗テ、夫ハ、竹置薄ノ箭十許差タルヲ撞負テ、弓打持テ後ニ立テ行ケル程ニ、大江山ノ辺ニ、若キ男ノ大刀許ヲ帶タルガ糸強氣ナル、行列又。

(中略 大刀を持つ男がまんまと「天」から弓も奪う) 其ノ時ニ「山ノ奥ヘ罷入レ、入レ」ト恐セバ、命ノ惜ギマ、ニ、妻ヲモ具シテ、七八町許山ノ奥ヘ入ヌ。然テ「大刀ノ投」ト制命ズレバ、皆投テ居ルヲ、寄テ取テ打伏セテ、馬ノ指繩ヲ以テ木ニ強ク縛リ付ケテツ。

然テ、女ノ許ニ寄来テ見ルニ、年二十余許ノ女ノ、下衆ナレドモ愛敬付テ糸漬氣也。男、此レヲ見ルニ心移ニケレバ、更ニ他ノ事不思エテ、女ノ衣ヲ解ケバ、女、可辞得キ様無ケレバ、云フニ随テ衣ヲ解ツ。然レバ男モ着物ヲ脱テ、女ヲ撞臥セテ二人臥ヌ。女、云フ甲斐無ク、男ノ云フニ随テ、本ノ男被縛付テ見ケムニ、何許思ケム。

其ノ後、男起上テ、本ノ如ク物打着テ、竹置薄撞負テ、大刀ヲ取テ引帶テ、弓打持テ、其ノ馬ニ這乗テ、女ニ云ク、「糸借トハ思ヘドモ、可為キ様無キ事ナレバ、去ヌル也。亦、其ニ男ヲバ免シテ、不殺ナリヌルゾ。馬ヲバ、疾ク逃ナムガ為ニ乗テ行ヌルゾ」ト云テ、馳散シテ行ニケレバ、行ニケム方ヲ不知ザリケリ。

其ノ後、女寄テ男ヲバ解免シテケレバ、男、我レニモ非又顔ツキシテ有ケレバ、女、「汝ガ心云フ甲斐無シ。今日ヨリ後モ、此ノ心ニテハ、更ニ墓々シキ事不有シ」ト云ケレバ、夫、更ニ云フ事無クシテ、其ヨリナム具シテ丹波三行ニケル。

今ノ男ノ心、糸恥カシ、男、女ノ着物ヲ不奪取ザリケル。本ノ男ノ心、糸置無シ、山中ニテ、一目モ不知又男ニ弓箭ヲ取セケム事、実ニ愚也。其ノ男、遂ニ不聞エデ止ニケリトナム語り伝ヘタルトヤ。

五 死を選ぶ女

再参照【資料7】『陸奥語記』「厨川の柵を攻略」

【資料19】『陸奥語記』「安倍一族の運命」

但し柵破るゝの時、則任が妻独り三歳の男を抱き、夫に語つて言ふ、「君將に歿せんとす、妾独り生くることを得ず。請ふ、君の前に先づ死なん」と。則ち乍に兒を抱きて自ら深淵に投して死す。烈女と謂ひつべし。其の後幾もあらず、貞任が伯父安倍為元字は赤村介。・貞任が弟家任帰降す。又數日を経て、宗任等九人帰降す。

○『扶桑略記』該当記事なし。『今昔』「楯ノ破ル時、貞任ガ妻、三歳ノ子ヲ抱テ、夫ニ語テ云ク、「君既ニ被殺ナムトス。我レ独リ不可生。君ガ見ル時ニ死ナム」ト云テ、子ヲ乍抱ラ深キ淵ニ身ヲ投テ死ヌ」とある。また、『十訓抄』中・六ノ十七「この中に、ことに哀れなることは、則任が妻女、館のやぶるる時、男に語りていはく「君、すでに死なむとす。われ一人、生きてなにかはせむ」とて、三つになる子を抱きて、高き岸より身を投げて死す。見る者、涙を流しけり」とあるが、「烈女」の評はない。ただし『陸奥語記』諸本に、異同はない(参考・笠原治氏『陸奥語記校本とその研究』桜楓社、一九六六)。

【参考11】『保元物語』(金刀比羅本) 下「為義北の方身を投げ給ふ事」

めのと女の房を初て、口々に申けるは、「ひとかたならぬ御歎、さこそ思召らめども、古より今にいたるまで、男にをくれ、子に別るゝ習、誠

多しといへども、忽に命を捨る事、惣じて例なき事にこそ。(中略) 其よりも只疾々御宿所へ歸らせ給て、面々の御孝養をも營せ給へし。水の底へと思召入なば、御身の罪障の深くおはしまさむのみにあらず、入道殿・少き人々の御菩提をば誰かは訪奉べき。」など様々に慰め申て、各河の端に打双てめをも放ち奉ず。女房うちうなづきて、「我身を捨たり共、後の世迄行違事なからんには何かはせむ。さらば京へ歸るにてこそあらめ。」とて、奥にのらんと立下らせ給へば、心安て立のき、河を渡らんとする紛に、走違て、岸より河へ飛入給、めのとの女房、あな心うやとてつゝきて河へぞ入にける。(中略) 「賢臣」君に仕ず、「貞女両夫にまみえず」と云文有。哀に優しかりけりと、上二人より下萬人に至まで、袖をしほらぬはなかりけり。

○傍線部、半井本・鎌倉本・京函本・古活字本なし。(参考・武久堅氏監修『保元物語六本対観表』和泉書院、二〇〇四)

【参考12】『平家物語』(寛一本) 卷九「小宰相身投」

しのびに念仏百返ばかりとなへ給ひて、「なむ西方極楽世界教主、弥陀如来、本願あやまたず浄土へみちびき給ひつゝ、あかで別しいもせのなからへ、必ひとつはちすにむかへたまへ」と、なくくはるかにかきとぎ、なむとなふる共、海にぞしつみたまひける。(中略) 春の夜の月も雲井にかたふき、かすめる空も明ゆけば、名残はつきせずおもへども、さてもあるべき事ならねば、うきもやあがりたまふと故三位殿のきせながの一両のこりたりけるにひきまとひ奉り、ついに海にぞしつめける。(中略) 昔より男にをくるたぐくひおほしといへども、さまをかふるはつねのならひ、身をなぐるまでは有がたきためし也。「忠臣は」君につかへず、「貞女は」天にまみえずとも、かやうの事をや申べき。

○傍線部の成句、延慶本・源平闘諍録(為義北の方に言及・長門本・南都本・寛一本・城方本)にあり。四部合戦状本・源平盛衰記(天竺金地国の後の故事)なし。

六、妻子への愛

【資料20】『将門記』(『将門記略』)「私闘の発端」

夫レ聞ク彼ノ将門ハ、昔天国押撥御宇柏原天皇五代ノ苗裔、三世高望王ノ孫ナリ。其ノ父ハ陸奥鎮守府将軍平朝臣良持ナリ。舍弟下総介平良兼朝臣ハ将門ガ伯父ナリ。而ルニ良兼ハ去ヌル延長九年ヲ以テ、聊カ女論ニ依リテ、舅甥ノ中既ニ相違フ。

○他文献なし。

【資料21】『将門記』「冥界消息」

之ヲ以テ之ヲ謂フニ、「我ガ日本国ノ曆ニ八九十二年ニ当ル。彼ノ本願ヲ以テ此ノ苦ヲ脱ルベシ」者。抑々離閻浮ノ兄弟娑婆ノ妻子、他ノタメニ慈ヲ施シ、悪ノタメニ善ヲ造レ。ロニ甘シト雖モ、恐レテ生類ヲ食スベカラズ。心ニ惜ムト雖モ、好ミテ仏僧ニ施シ供スベシ」者。亡魂ノ消息右ノ如シ。

○他文献なし。

【資料22】『陸奥話記』「阿久利河の事件」

頼時、其の子姪に語りて曰く、「人倫の世に在るは、皆妻子の為なり。貞任愚なりと雖も、父子の愛棄て忘るゝ事能はず。一旦誅に伏せば、吾れ何ぞ忍びんや。如かじ関を閉ちて聴かずして、来攻を甘んぜんには。況んや吾が衆も亦拒ぎ戦ふに足れり。未だ以て憂となさじ。縦ひ戦に利あらずとも、吾儕等く死すること、また可ならずや」と。

○『今昔』「頼時、貞任ニ語テ云ク、「人ノ世ニ有ル事ハ皆妻子ノ為也。貞任我ガ子也。棄ム事難有シ。被殺ヲ見テ、我レ世ニ不可有ル。不如、門ヲ閉テ其ノ言ヲ不聞。何況ヤ、守任既ニ満タリ。上ラム日近シ。其ノ心嘖ルトモ、自來リ責メム事不能。我レ亦防キ戦ハムニ足レリ。汝不可歎」ト云テ、」

【資料23】『奥州後三年記』「冬の再来」

城をまきて、秋より冬にをよびぬ。さむくつめたくなりて、みなこえて、おのくかなしみていふやう、「ここのてくに、大雪ふらむ事、すでに今日明日の事なり。雪にあひなば、こゝえしなむこと、うたがふべからず。妻子ども、みな国府にあり。各、いかでか京へのぼるべき」といひて、なくくふみども書きて、「われらは、一定、雪におぼれてしなんとす。これをうり

て糧料として、いかにもして京へ帰のぼるべし」といひて、わがきたるきせながをぬぎ、のり馬をも国府へやる。

【資料24】『奥州後三年記』「武衛・千任・家衡の探索」

家衡は、花柑子といふ馬をなむもちたりける。六郡第一の馬なり。これを愛する事、妻子にすぎたり。にげんとて、「此馬、敵のとりてのらむ事ねたし」といひて、つなぎつけて、身つから射ころしつ。

*結びにかえて

〈初期軍記〉の「戦争被害の表現」を検討することから見えてくるもの。

- ・「兵」たちがもつとも失いたくなかつたもの。↓敵にもつともダメージを与える武力行使の光景を描きこむ軍記。
- ・「出来事」としての表現(『日本書紀』『今昔物語集』の強姦記事) ↓「被害の心情」(恥)に立ち入った「出来事」を表現する軍記。

・「被害」の発端から見ると、作品の根底に流れる文学的要素↓「妻子」あるいは「家」という共同体の維持⇨「妻子への愛」

…『将門記』「将門の最期」「誰力図ラム、少過ヲ糾サズシテ大害ニ及フトハ」

…『陸奥話記』「阿久利河の事件」「人倫の世に在るは、皆妻子の為なり」

…『奥州後三年記』「武衛・千任・家衡の探索」「これ(花柑子という馬)を愛する事、妻子にすぎたり。にげん…」

【使用テキスト】引用掲出文献はゴチック(本文は一部私に訂した部分がある)

『日本書紀』

小島憲之氏・直木孝次郎氏ほか校注訳『新編日本古典文学全集3・4 日本書紀②③』(小学館 一九九六・一九九八)

『風土記』

小島理禮氏校注『角川文庫 風土記』(角川書店 一九七〇)

『将門記』

梶原正昭氏校注『東洋文庫280・291 将門記1・2』(平凡社 一九七五・一九七六) 当該本文の見出し章段名を使用。

柳瀬寛代志氏・矢代和夫氏・松林靖明氏・信太周氏・大井豊壽氏校注訳『新編日本古典文学全集41 将門記・陸奥話記・保元物語・平治物語』(小学館 二〇〇一)

『陸奥話記』

大曾根章介氏校注担当『岩波日本思想大系8 古代政治社会思想』(岩波書店 一九七九)

梶原正昭氏校注『古典文庫70 陸奥話記』(現代思潮社 一九八二) 当該本文の見出し章段名を使用。

『今昔物語集』

小峯和明氏校注『岩波新日本古典文学大系36・37 今昔物語集四・五』(岩波書店 一九九四・一九九六)

『奥州後三年記』

野中哲照氏『『奥州後三年記』の本文研究(本文篇)』(『古典遺産』41、一九九一・二) 当該本文の見出し章段名を使用。

『平家物語』

高木市之助氏ほか校注『岩波日本古典文学大系32 平家物語上』(岩波書店 一九五九)。寛一本(龍谷大学蔵本)。